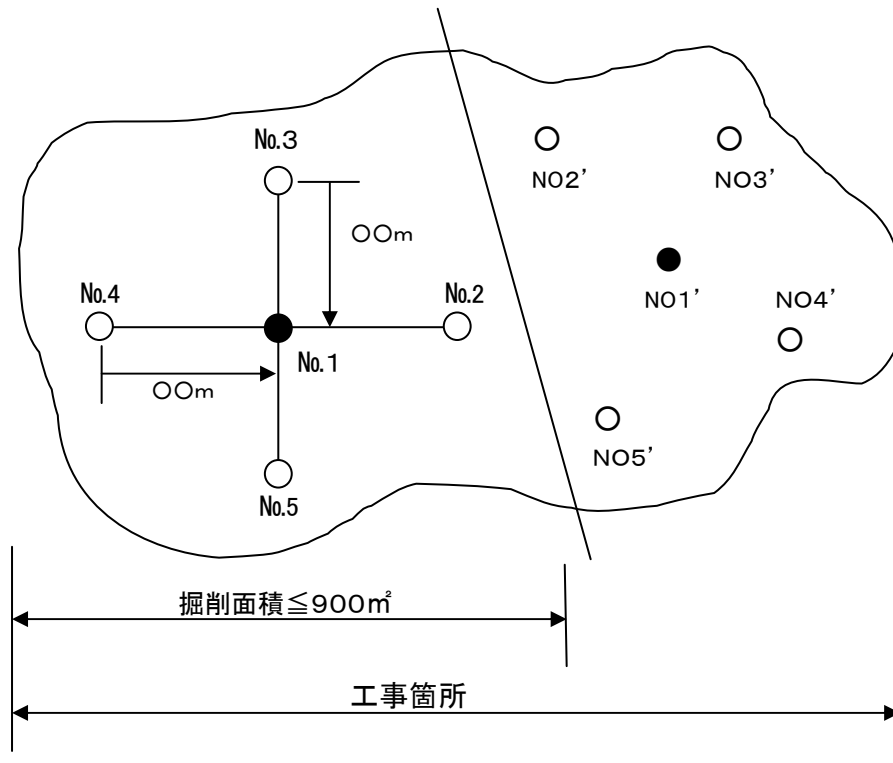


## 試料採取方法及び写真撮影方法

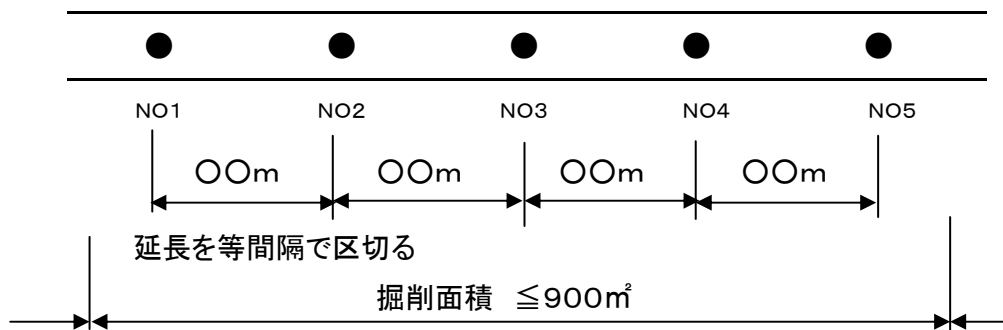
(2の(1)関係)

○面的な整備の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点 (No.1~No.5) を決定する。



○延長が長い工事の場合

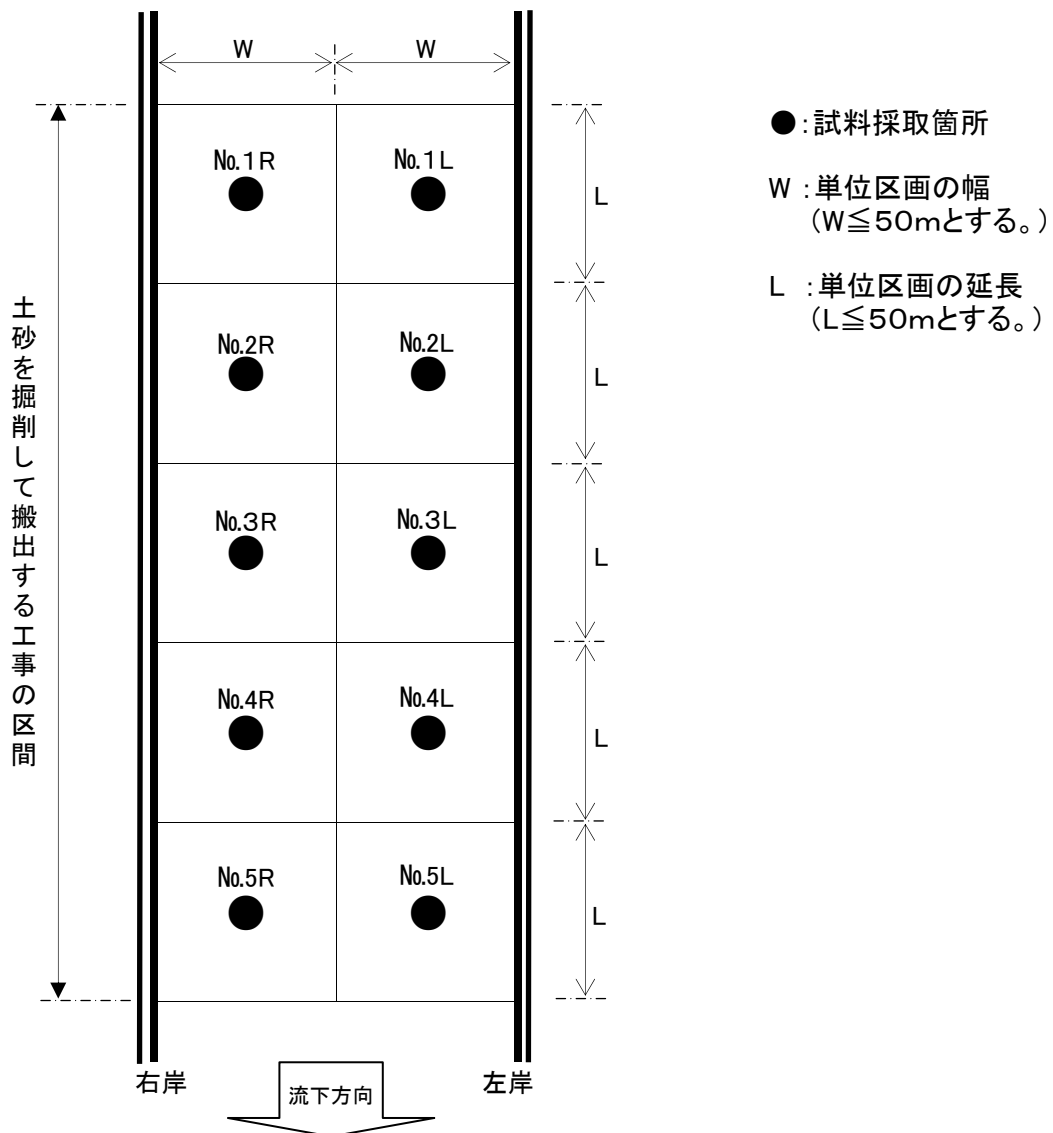


- ① ・上図No.1~No.5及び上図No.1'~No.5'の各地点で試料を採取する。
  - ・試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取する。
  - ・採取された表層の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌とを、同じ重量混合すること。
- ② ・上図採取地点にポールを立て、全体を写真撮影する。
  - ・各試料採取地点を写真撮影する。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
  - ・各試料採取後、No.1の地点に5地点分の試料をまとめ、写真撮影をする。
  - ・検定試験は、各地点の試料を均等に混合した検体を作成して実施する。(5地点均等混合法)
- ③ ・土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質の使用施設、保管施設などの場所が特定できる場合は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(環境省 水・大気環境局 土壌環境課)第2章2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、土壌汚染のおそれの分類に応じて適切に試料採取を行うこと。
- ④ ・上記により難しい場合は、搬出土量900m<sup>3</sup>毎に1試料を採取する。

(2の(2)関係)

○河川等の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点 (No.1R~No.5R及びNo.1L~No.5L) を決定する。



- ① ・上図No.1L~No.5L及びNo.1R~No.5Rの各地点で試料を採取する。  
・試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取する。  
・採取された表層の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌とを、同じ重量混合すること。
- ② ・上図採取地点にポールを立て、全体を写真撮影する。  
・各試料採取地点を写真撮影する。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)  
・検定試験は、各地点で採取した試料をそれぞれ検体にして実施する。  
・各地点で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。
- ③ ・上記により難しい場合は、搬出土量900m<sup>3</sup>毎に1試料を採取する。